

## 6 財政構造の弾力性

### (1) 経常収支比率

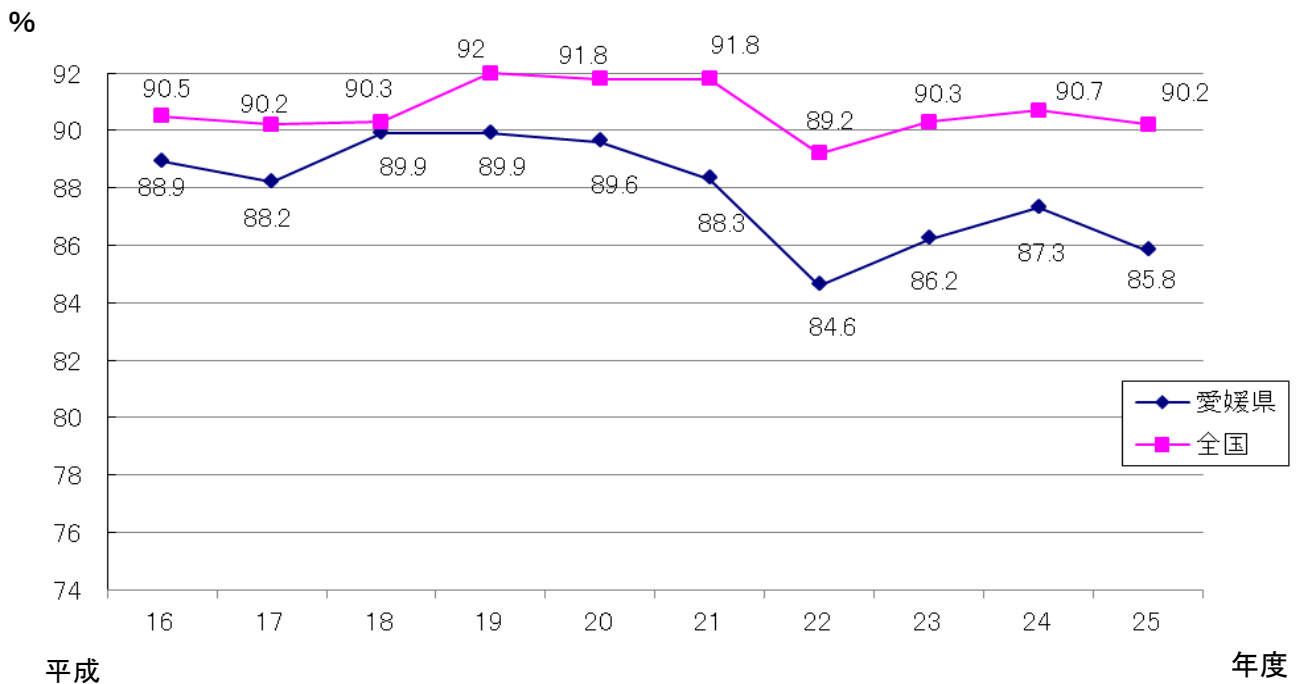
経常収支比率は85.8%で、前年度より1.5ポイント改善した。  
 (団体別では、17団体で改善、2団体で悪化、1団体が増減なし)

表 経常収支比率の状況

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
経常収支比率	88.9	88.2	89.9	89.9	89.6	88.3	84.6	86.2	87.3	85.8

(注) 単純平均

第7図 経常収支比率の推移



#### 経常収支比率とは

その団体の財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度経常的に収入される一般財源(地方税、普通交付税など)のうち、経常的経費(人件費、扶助費、公債費など)に充当された一般財源の割合のこと。

この比率が高いほど、臨時の財政需要や、団体のニーズなどに対応した事業の実施が難しくなる。

$$\frac{\text{経常経費(人件費、扶助費、公債費等) 充当一般財源}}{\text{経常一般財源(地方税、普通交付税等) + 減収補てん債特例分 + 臨時財政対策債}} \times 100$$

## (2) 実質公債費比率

※財政健全化法に基づく比率

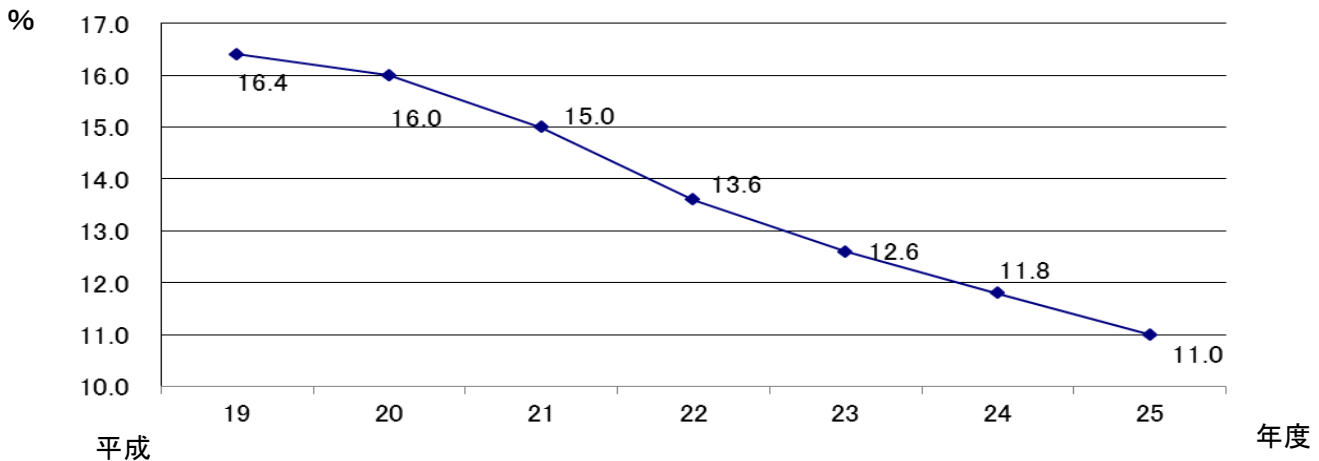
実質公債費比率は 11.0%で、前年度より 0.8 ポイント改善した。地方債の許可団体となる 18%以上の団体はない。

第9表 実質公債費比率の状況

年度	19	20	21	22	23	24	25
実質公債費比率	16.4	16.0	15.0	13.6	12.6	11.8	11.0

(注)単純平均

第8図 実質公債費比率の推移



第10表 平成25年度実質公債費比率の段階別団体分布状況

区分	～18%	18%～25%	25%～
市	11	0	0
町	9	0	0
計	20	0	0

### 実質公債費比率とは

起債の協議制移行に伴い導入された指標で、公債費に対する財政負担の度合いを示すもの。市場の信頼や公平性の確保、透明化等の観点から、公営企業の元利償還金に対する一般会計からの繰出金等についても算入し、財政の健全性の判断基準の一つとなるもの。18%以上の団体は、起債にあたり許可が必要となる。

$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100 \quad \text{の3カ年(18~20年度)平均} \quad (\%)$$

A=地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）

B=地方債の元利償還金に準ずるもの（一部事務組合の公債費への負担金、公営企業の元利償還金への繰出金等）

C=元利償還金等に充てられる特定財源

D=普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

E=標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）